

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 定義の追加

一 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいうものとすること。

イ ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの

ロ ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったものうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

ハ ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

(第二条第二項関係)

二 この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品

(これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいうものとする。

(第二条第三項関係)

三 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいうものとする。

イ ポリ塩化ビフェニル原液

ロ ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

ハ ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

(第二条第四項関係)

四 この法律において「保管事業者」とは、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいうものとし、「所有事業者」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいうものとする。

(第二条第五項及び第六項関係)

第二 責務の追加

一 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならないものとする。

(第三条第二項関係)

二 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないものとする。

(第三条第三項関係)

三 国が情報の収集等を行う対象として、及び都道府県が状況を把握する対象として、ポリ塩化ビフェニル使用製品を追加するものとする。

(第五条第一項及び第二項関係)

第三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の記載事項に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項及び政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項を追加するものとする。

(第六条第二項関係)

二 環境大臣は、あらかじめ経済産業大臣と協議して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の二第一項に規定する基本方針との調和が保たれたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとともに、閣議の決定があつたときは、遅滞なく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を公表しなければならないものとする。

（第六条第三項から第六項まで関係）

第四 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る措置

一 保管事業者は、環境省令で定める場合以外は、届出に係る保管の場所を変更してはならないものとする。

（第八条第二項関係）

二 保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに政令で定める期間（以下「処分期間」という。）内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないものとする。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分期間の末日から起算して一年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが确实であり、これを証する書類を添付して都道府県知事に届

け出た保管事業者は、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないものとする事。

(第十条第一項及び第三項関係)

三 都道府県知事は、保管事業者が二の規定に違反した場合には、期限を定めて、処分等の措置を命ずることができるとともに、当該保管事業者が当該命令を履行する見込みがない場合等に、代執行を行うことができるものとする事。

(第十二条及び第十三条関係)

第五 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置

一 所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならないものとする事。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であり、これを証する書類を添付して都道府県知事に届け出た所有事業者は、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならないものとする事。

(第十八条第一項及び第二項関係)

二 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、都道府県知事への届出等に係る規定を準用するものとする事。

(第十九条関係)

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同法の定めるところによるものとする事。

（第二十条関係）

四 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする事。

（第二十一条第二項関係）

第六 その他

一 環境大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、都道府県知事、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者その他の関係者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする事。

（第二十三条関係）

二 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある物を所有する事業者その他の関係者について、都道府県知事による報告徴収及び立入検査等の対象に追加するものとする事。

ること。(第二十四条及び第二十五条(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)) 関係)

第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「新法」という。)の施行の状況等を勘案し、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品に関する施策の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第五条関係)

三 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第六条関係)